



岩手労働局発表
平成28年9月15日（木）

照 会 先	岩手労働局職業安定部		
	職業対策課長	永洞	昭雄
	地方障害者雇用担当官	山形	伸一
	(電 話)	019-604-3005	
	(F A X)	019-604-1533	

北上公共職業安定所における文書の紛失事案について

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、北上公共職業安定所（所長 佐藤 昭彦）における個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事実の概要

北上公共職業安定所（以下「北上所」という。）において、求職者Aさんが職業相談の際に提出していた主治医の意見書（以下「意見書」という。）を紛失するという事案が発生した。

※ 意見書には、住所、氏名、生年月日、病名、障害の状態等の個人情報が記載されている。

2 事実経過

(1) 平成28年1月27日

Aさんが北上所に来所され、意見書を提出。障害者担当職員Bは提出された意見書を個人別クリアファイルに入れ、所定の保管庫に保管した。

(2) 同年8月18日

Aさんが雇用保険受給資格決定のため来所され、障害者担当職員Bは、意見書の入った個人別クリアファイルを雇用保険受給手続きのため、雇用保険担当職員Cに渡した。（この時点で、障害者担当職員Bは、意見書の存在を確認している。）

(3) 同年8月31日

雇用保険受給資格決定のため雇用保険部門で保管されていたAさんに係る関係書類一式が、障害者担当部門に返還され、障害者担当部門で保管された。（この時点では、意見書の存在は未確認。）

(4) 同年9月8日

前日にAさんの職業相談をした障害者担当職員Eが、以前に提出のあった意見書がなかったことに気づき、再確認したところ個人別クリアファイルに保管されていないことが発覚し、所長に報告した。

所内をくまなく搜索したが、当該書類を発見できなかったことから、一連の事務処理過程において他の不要文書とともに誤ってシュレッダー処理により裁断された可能性が高いと判断した。

(5) 同年9月9日

所長がAさん宅を訪問し、経緯を説明して謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

Aさんの雇用保険受給手続きの事務処理を行う過程において、添付する必要のない意見書を他の書類に添付していたこと及び廃棄時の書類の確認が不十分であったことが原因と考えられる。

※ 雇用保険受給資格決定をする際に回付が必要な書類は求職票の写しのみであり、意見書は不要である。

4 再発防止対策

(1) 北上所においては、9月9日に非常勤職員を含む全職員に対して、所長から当該事案の経過を説明し、個人情報の適切な保管・取扱いを徹底するよう指示した。

(2) 岩手労働局においては、9月13日に労働局内の会議において、労働局長から労働局幹部に対して、本事案の経過説明を行い、個人情報漏えい防止及び再発防止について注意喚起を行った。また、本日、局内各部・室長、各労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）及び各公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）から非常勤職員を含む全職員に周知して注意喚起をし、個人情報を含む書類の保管管理の徹底について改めて指示した。さらに、再発防止策として、個人情報を含む文書等の取扱いについて以下のとおり徹底することとし、局内各部・室長、各監督署長及び各安定所長に対して局長名の文書にて指示を行った。

ア 求職者関係文書の取扱い

個人別クリアファイル内の書類を他の部署で使用する場合には、個人別クリアファイルそのものの添付は行わず、必要最小限の書類の写しのみをファスナー付きクリアファイルに入れて回付する。

イ 文書全般の取扱い

裁断処理専用の廃棄書類箱に対象書類を収める際に他の書類が混入していないか1枚ずつ確認する。また、裁断処理する際には廃棄する文書を1枚ずつ確認するほか、管理者が抜き打ちで書類内容を確認し、誤廃棄を防止する。